

# 適用 11

## 資格確認書を毀損したとき、 または、なくしたとき

### 健康保険（一般用）

#### 資格確認書滅失届

	有効期限内に毀損（注）したとき
	有効期限内に紛失したとき

（注）「毀損」の場合は、毀損した資格確認書を添付してください。

#### 【手続き】

- ・ 被保険者より提出された「健康保険 資格確認書滅失届（一般用）」の内容を確認のうえ、事業主 証明欄に記入・捺印（役職印）のうえ健保組合宛にご提出下さい。
- ・ 提出期限 — 事由発生後、すみやかに
- ・ 添付書類 — 「毀損」の場合は、毀損した資格確認書を添付

#### 〔作成上の注意事項〕

- ① 紛失の事由欄は、出来るだけ詳しく記入して下さい。
- ② 盗難にあった場合は、必ず警察へ届出を行ってください。  
外出先で紛失した場合も念のため警察へのお届をお勧めします。
- ③ 医療機関等の受診の際は、原則として『マイナ保険証』利用となります。『マイナ保険証』を保持していない場合は、「健康保険 資格確認書(再)交付申請書（一般用）」をご提出ください。

#### 〔留意〕

- ・ 「資格確認書」の返却は、有効期限を過ぎている場合は必要ありません。